

住民主体で福祉のまちづくりを推進する情報交流紙です

よつ葉のクローバー KIKUSUI

No.32 2010.4.20

菊水福祉のまち推進センター運営委員会
札幌市白石区菊水6条4丁目3-10
電話 011-887-7006 FAX011-887-7006
URL <http://www.kikusui-net.jp>



福まち通信

福祉のまちづくり座談会

～その2～



3月15日(火)午後6時から、菊水地区会館1階会議室において、菊水南連合町内会主催による「福祉のまちづくり座談会」が開催されました。

この座談会は今年の1月に南連町地区において行われた「救急医療情報キット」の配布事業に主体的に携わった民生・児童委員と、各単位町内会長や女性部委員が一堂に会して、自分たちの地域の福祉を高めるための話し合いを行ったものです。

先月号に続いて座談会の様子をお知らせします。前号はキットの配布に当

たった民生・児童委員さんの体験発表でした。

(細野連合町内会長) 民生委員Fさんのお話にあった名簿のことについて補足説明します。私が保管していた名簿は5年前に調査をしたもので、古くて使えません。それでも、その時から数人の方に、継続して見守り活動をお願いしてありましたので、実態は把握していました。この度、民生委員さんの「友愛訪問」の名簿と付け合せて対象者を確定しました。民生委員さんにご迷惑をかけないように、名簿は私だけが保管しています。



民生委員さんと、以前から見守り活動を続けている協力員さん数人とで会議をした結果、キットの配布はそれらの人たちが分担して行ってもらいました。(民生委員 G) 町内会長さんの名簿と、私の名簿をチェックし、最近転出入した人を追加しました。キットは「友愛訪問」の際にお配りしましたが、身寄りのないおばあちゃんからは「良かった。これで安心できます」と、大変喜んでくれました。近所に近親者の方がおられる場合は「友愛訪問」の対処から外れますが、転出者の分で余ったキットは、その方にも差し上げました。



今後の問題ですが、老・老介護の方たちも配布の対象にできればと思います。この度の事業を通じて、町内会長さんと地域のことで話ができて、これからの私の民生委員活動に心強い支援を頂きました。

(細野連合町内会長) 民生委員さんの発表が終わりましたので、ここで整理させていただきます。

最初に名簿の関係です。今私たちが持っている名簿は五年前のもので、それから整理されていません。この事業を始めるに当たって整理をしようということだったのです。昨年、社協から来た名簿には65歳以上の人全員搭載されていました。それを民生委員さんたちと改めてチェックさせていただいたのです。



次に、この事業は、どこが実施主体なのかということです。

皆さんが言っているように、町内会が主体的になって、菊水全域で一斉に行いたいと思っていました。しかし、菊水連合町内会連絡協議会で、各連合町内会単位で実施を検討するということになったので、南連合町内会独自で行いました。町内会とそれぞれの民生委員が会議を行った結果、この事業を行うことができたのです。

「自分の地域は、誰のものでもないのです。自分たちがやらねば何も変わっていかないのです」

最後にキットの補充の関係です。皆さんたちが老・老介護世帯や、障がい者世帯などにもキットを配布したほうがいいと判断したとこのために、いくらかのストックを用意しておきます。

(渋井まちセン所長) この事業は、もともと「災害時要援護支援」に対応するものでした。従って危機管理対策室が予算を確保したのです。ですから65歳以上の独居老人だけに対する事業ではありません。

民生委員さんのテリトリーで考えますと、かなり重複することになります。老人夫婦世帯でも配ってあげていいじゃありませんか。障がい者世帯でも喜んでもらえるなら、行政もそんな細かなことは問題にしません。隣の菊の里では1,500個要求して配布すると聞いています。今回は独居老人を対照としましたが、これはスタートラインに着いた状態なのです。

(町内会長 C) うちの場合は民生委員さんと私の二人で配布しま



した。見守り活動の要点は、普段からいろいろな場面で継続的に行うことが必要だと感じています。特別なこととして行うのではなく、日常の声掛けが大切です。

(町内会長 B) キットを受取ったとき、もう

少しいいものかと思いました。たとえば色を付けるとか、四角くするなど品質の向上が必要なのではないですか。渋井所長さん検討してみてください。

(民生委員 B) 蓋が閉め辛い、シールが張りづらいという苦情があります。

(渋井まちセン所長) 費用対効果という点で、とりあえずこれが用意されたのだと思います。今後の問題として検討する余地はありますね。

災害時要援護者とは

災害時に、自力や家族の力だけでは避難できないため、地域に支援を求めている人を指します。

高齢の方では、一人暮らし、寝たきり、認知症の方など、心身に障がいのある方では、視覚・聴覚・言語・肢体不自由、内部障がい、精神障がい、知的障がいの方などの方々です。状況によって手助けが必要となる方では、妊娠婦、乳幼児・児童、日本語が理解できない外国人などが対象になります。

(司会) 今回、独居老人を対象として始めましたが、皆様から夫婦世帯や昼間独居世帯にもというお話がありました。町内会や民生委員の、配布する立場や見守り活動の対象拡大という立場で、どの程度広げていけるものでしょうか。

(町内会長 B) 範囲を広げることも大事だと思いますが、今回配布した方々に対する処遇を、これからのようにホローしていくの方が大事だと思います。1年2年経過を見て、今我々が考えている方向に進んでいるのかを確認してから、次の段階に進むべきだと思っています。

(細野連合町内会長) 私もそのとおりだと思います。これを契機としてみんなが町内の動きに気を使うという町内にしたいものです。キットの配布は新しく地域に入ってきた人に対して、継続して行いたいと思っています。そのためキットのストックをしようと思います。

(司会) 障がい者に対するキットの配布をどうすればいいのでしょうか。

(細野連合町内会長) 現在障がい者の把握は高齢者のように名簿が配られず、難しいのが現状です。地域でできるだけ気を使い、分かった人を対象としてキットの配布や必要な支援を行うしかありません。キットの配布は全国的規模に広がっていて、市町村では直接行政の窓口で配布するという手段を講じているところもあります。障がい者については市役所の広報でお知らせして「挙手方式」で行うしかないでしょう。

(司会) キットの配布を終えてみて、どのような方法がいいのかを話してみてください。

(町内会長 A) 女性のほうが当たりが柔らかくうまくいくのではないだろうか。

(民生委員 C) 男の人の場合ドアを開けてくれない場合もあるし、民生委員が先に訪問して道をつけるほうがスムーズに行くと思います。



参考資料

西区社会福祉協議会が企画・製作したビデオがあります。西区八軒地区福祉のまち推進センターの活動を通じて「やさしいところ～福祉のまち～」というタイトルで作られています。

お互いに支えあうまちづくりの実践に向けての参考として、初回訪問、継続的見守り活動、安否確認の仕方、訪問三原則など貴重な映像が含まれています。

民生委員・児童委員協議会や福まち研修会などで活用されることをお勧めします。 上映時間 約 35 分



(司会) いろいろお話し合いが進んでいますが、こちらでまとめを行いたいと思います。最初に名簿の問題ですが、個人情報保護の立場で作られた名簿は、町内会長が責任もって保管すべきだということです。個人情報の保護を過大に考え「過剰反応」することは、目的達成のためになりません。

「できない口実をいくら数えても、地域は良くなりません」

次に、キットの配布や見守り活動の対象は、当面 65 歳以上の独居高齢者とし、今後のホローアップに全力を尽くすことが大切だということです。民生委員さんの活動を町内会が全面的に支えることが、地域福祉のための必須条件であるとの認識に至りました。

(細野連合町内会長) 南連町におけるキットの配布については、町内会長さんや民生委員さんの積極的なご賛同を頂き、スムーズに実施することができたことは、ひとえに皆様方の地域活動の成果であり、ご協力に感謝します。

「難しいとあきらめていては何もできません。小さいことから一つひとつ始めていきましょう」 (司会) これで座談会を終わります。皆様の今後のご活躍に期待します。

福まち推進センター運営委員会開催

4月9日(金)午後4時から菊水地区会館において「菊水地区福祉のまち推進センター運営委員会」が開催され、委員22



名とまちづくりセンター渋谷所長が出席しました。来賓は白石区社会福祉協議会千葉事務局長と佐藤次長、白石地区第2包括支援センターの宮崎・小関職員、介護支援センターの菊地・菅野職員が臨席しました。

会議では、平成21年度の事業報告と収支決算報告が行われ承認されました。続いて、平成22年度の事業計画(案)、収支予算(案)が提案され、全会一致で承認されました。



四月の人事異動

4月に行われた札幌市社会福祉協議会の人事異動で、白石区社会福祉協議会の金森次長さんが北区の社協に移動され、代わりに佐藤朋紘さんが着任されました。

佐藤さんは社会福祉士とケアマネジャーの資格を持っておられ地域福祉に活躍されることを期待します。金森さんご苦勞様でした。



千葉局長 佐藤次長

編集委員の増員

今年の4月から、西連町選出編集員として鈴木利勝さんが就任しました。鈴木さんは民生委員・児童委員協議会の副会長を始めとし、多数の役職を兼務されていて、編集委員として今後のご活躍に期待が寄せられています。



編集後記

32号は福祉のまちづくり特集号になりました。救急医療情報キットで自分を守ることが必要で、救急キットに関心のない人には自助努力が不可欠であることを勧めましょう。その上でお互いが支援しあう互助が大切になります。

南連町に続いて、東連町や北連町でもキットの配布を準備しています。高齢者の見守り活動に連動していくことを期待します。

命より大切な個人情報はありえません。慎重に且つ勇気を持って行動しましょう。(枝元編集員)

トピックス (ふれあい安心名簿条例制定)

大阪の箕面市では、住民同士のつながりを強化するために名簿作りを奨励する、全国初の「ふれあい安心名簿条例」を制定し、4月1日から施行しました。

5000人以上の個人データを取り扱う事業者を対象に、本人同意のない第三者への提供などを規制する「個人情報保護法」が平成17年に施行された直後から、個人情報保護への「過剰反応」が全国に広がり、名簿を作らない学校や団体が増えています。

【条例を制定した動機と目的】

箕面市では、昨年の新型インフルエンザ流行の折、学校の保護者連絡網が配布されておらず、小・中学校の学級閉鎖、休校などの連絡が速やかに保護者に伝わらずに混乱するという現状が発生しました。個人情報保護に過敏になるあまり、学校だけではなく自治会などの地域団体でも名簿が作れない状況になっていることが原因であり、名簿の必要性を考えると、安心して名簿を作れる環境を整えることが必要と判断し、市が条例でそれをバックアップしようとするものです。

【条例の概要】

- 名簿搭載者の同意を得て個人情報を集める
- 条例に適合する名簿には認証番号を与える
- 名簿管理者を置く
- 有効期限を設け、期限後は回収する
- 個人情報を不正に扱えば法的責任が生じることを記載するなどの指針を決めています

【コメント】

この条例は、個人情報を集めやすくする狙いで、名簿作成を義務付けるものではありません。また、罰則の規程もありません。条例に適合した名簿に市が認証番号や認証マークを与えて、名簿作成を後押ししようとするものです。

作成した名簿を認証するのではなく、個人情報を集める段階でその団体を認証したほうがいいのか、という専門家の意見もあるようですが、地域活動を活性化させるためにも、このような前向きな取り組みは、札幌市でも検討してほしいものです。

(枝元編集員)